

バス事業のあり方検討会 第11回議事概要

日時： 平成24年2月23日（木） 14:00～16:10

場所： 合同庁舎第7号館 9階共用会議室1

事務局からの資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- 高速ツアーバスの高速乗合バスへの移行は期限を定めて行い、最終的に高速バスを一本化するという姿勢を明確に打ち出すべきである。
- これまで高速バスは系統キロが50キロ以上の系統という取扱いであったことから、新たな高速バスの管理の受委託の対象路線の範囲についても同様にすべきである。
- 既存の高速ツアーバス事業者が乗合高速バスに移行するには停留所の確保が必須であり、そのためには既存の乗合バス事業者、行政の協力が必要である。
- 当面、高速乗合バスと高速ツアーバスという異なる質のものが存在することになるので利用者によく分かるような周知を積極的にしていくべきである。
- 高速ツアーバスを単に市場から締め出すということではなく、新しい高速乗合バス制度がより魅力的な高速バスサービスを提供できるようになれば自ずと既存のツアーバスは減っていくのではないかと。
- 新しい高速乗合バスへの移行を進めていくには、高速ツアーバスを実施することのメリットが残らないようにする必要がある。これが何かを把握することが必要ではないかと。
- 高速ツアーバス事業者が高速乗合バス事業に移行する際に必要となる停留所について、ターミナルだけでなく高速道路本線上の停留所も潜在的なニーズがあると思われるので、この取扱いについてどうするのかを考える必要がある。
- 停留所の確保は事業者の自主努力が基本であるとするならば、停留所確保のための調整の場は、移行を促進するためのあくまでも特例的な措置とすべきである。
- 停留所の確保がうまくいかなければ、新しい高速乗合バス制度自体頓挫することにもつながるおそれがあるので、高速ツアーバス事業者が要望する全ての停留所が確保できないまでも、概ね確保できるような仕組みを作っていく必要があるのではないかと。
- 新しい高速乗合バスに係る表示について、いわゆる名称独占のようなかたちでそれ以外は表示できないようなものにする必要があるのではないかと。

以 上